

# 地域医療情報連携ネットワーク構築事業

**ICTを活用して患者情報を共有（主に電子カルテ等の情報）**することで、関係者間の連携の推進、救急医療等の効率化を図る。

※介護サービス事業者を含んだ形でのネットワーク構築も対象

※電子カルテの情報共有を伴わないものについては、「在宅医療提供体制強化事業」に移行

## 1 地域医療情報連携ネットワーク構築事業

（補助対象者：医療機関、市町村、医師会）

概要	補助基準額	補助率
○医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステム設備整備に補助 ※介護サービス事業者も含む	1 病院等当たり 30,000千円	1/2 以内
○既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大	1 診療所等当たり 20,000千円	

## 2 地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業

（補助対象者：医療機関、市町村、医師会）

概要	補助基準額	補助率
○地域にふさわしい継続性のあるネットワークの構築に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助 （委託費、報償費等） ※構築前、構築年、構築後のいずれか2年間限定	1 医療機関等当たり 2,710千円	10/10 以内

## 3 防災用診療情報バックアップ事業

（補助対象者：病院）

概要	補助基準額	補助率
○浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、診療情報等を電子媒体により外部保存するための設備整備に補助	1 病院当たり 12,000千円	1/2 以内

## 地域医療情報連携ネットワークの最低基準（国基準）

新規で地域医療情報連携ネットワークを構築する場合は最低基準として以下の①～⑦全てを満たしていることが要件となります。

- ① 開示医療機関が複数（2以上）あること
- ② 毎月、ネットワークへの新規登録患者がいること（過去1年間の実績）
- ③ ネットワークへのアクセスが毎月あること（過去1年間の実績）
- ④ ネットワークへアクセスしている医療機関が複数（2以上）あること
- ⑤ 参加医療機関の負担があること（会費収入等の自主財源があること）
- ⑥ 標準的な規格に基づいた相互運用性の確保を図るため、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリー、病名、医薬品名、臨床検査、画像を用いた医療機関間の情報連携の際には、厚生労働省標準規格の採用を原則とすること。
- ⑦ 医療機関間連携の際に、厚生労働省標準規格である、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリーによる情報共有を行った実績があること、又はその計画があること。

## 留意事項

- 当該補助金については、厚生労働省に事前に承認が必要となることから、事業計画の内容によっては補助の対象とならない場合があります。  
また、R6年度（2024年度）に補助申請を計画している場合については、R5年（2023年）9月の提出期限までに必ず事業計画を提出してください（期限までに提出がない場合はR6年度（2024年度）の補助対象とはなりませんのでご注意ください。）。
- 事業計画には、登録医療機関等、患者登録者数等の定量的な指標設定やネットワークの運営費の確保の記載が必要となります。
- 地域医療情報連携ネットワークについては、圏域内に複数のネットワークがあるにも関わらず、新たなネットワークが増加している事案もあることから、ネットワーク構築の効率化という観点も踏まえ、本補助金の採択に当たっては、地域医療構想調整会議での報告を求め、共有することを条件とします。